

# 古代日本における「食国」の思想

村上 麻佑子

はじめに

古代の史書の中に語られている、独特的の表現に「食国」というものがある。その時代的な初見は『万葉集』卷一第一五〇の「藤原宮之役民作歌」で、次のように詠われている。

やすみしし わご大王 高知らす 日の皇子 荒榜の  
藤原がうへに 食す国を見し給はむと 都宮は 高知  
らさむと 神ながら 思ほすなべに……（以下、傍線と  
括弧は全て筆者による）

高く當まれようと、神にましますままにお思いになるに「れて」となる。「食国」の部分をみると、直訳すれば「食国をご覧になる」という内容を、統治行為を意味するものと解釈している。ところで、この「食国」とは一体何なのか。天皇が「食国」を見る行為がなぜ統治行為を意味するのだろうか、想像することは難しい。

この歌には、持統朝の藤原宮遷宮の時期に成立したものと編者が推定する左注<sup>(1)</sup>が付いており、まずは「食国」について、持統朝段階に用いられたと推定される。また藤原宮跡遺跡の発掘調査においても、「食国」と書かれた木簡が見つかっており<sup>(2)</sup>、藤原宮で実際に「食国」という言葉が使用されたことが確認される。

その大意を日本古典文学大系から引用すると、「わが皇子日の皇子が、藤原の地で国をお治めになろうと、御殿を

確かに今の我々には、「食国」という言葉の具体的なイメージを、浮かびあがらせることはできない。しかし、七世紀後半のある段階において、「食国」という言説が成立し、語られるようになるという事実は、古代社会の一側面を明らかにする上で、重要な意味を持つていると思われる。「食国」とはどのような意味を持ち、なぜ成立していくのか。これが本論の課題である。

この「食国」という言説について、通説では「天皇の食物を献上する国の意で、天皇の支配領域を意味する」と説明してきた。まず、征伐した土地の食物を供献され、それを王自ら食すことによって服属の意となつたという「国食シ」儀礼が前史として想定され、そこからさらに収穫祭の新嘗に結合してニヒナメリヲスクニ儀礼が成り立ち、七世紀後半に大嘗祭として形を整える中で、徐々に「食国」言説も形成されたとする。<sup>4)</sup>

このような解釈がなされてきた背景には、「古事記」と『日本書紀』の間で表現方法に違いがあることが、曖昧に解釈されてきたという問題がある。具体的には、「古事記」では「夜之食国」(神代)や「食国之政」(応神天皇)とある部分が、同じ内容を指すにも拘わらず、「日本書紀」では「可以配日而治」(第五段本文)や、「太子輔之、令<sup>レ</sup>知<sup>二</sup>」

国事<sup>一</sup> (応神天皇四十年正月甲子条)となつて、別の表現をとつてゐる問題である。

この点に関して、例えば森田喜久男氏によれば、両者は基本的に同じものを指すが、「日本書紀」の編者が『古事記』のように「食国之政」といった表現を使用せず、漢籍の影響を受けて言葉を置き換えたとしている。<sup>5)</sup>

だが、このような記紀の相違に対する解釈は、どちらも漢語を使用しているという前提からして、妥当とは言い難い。そして記紀と同様に「食国」もまた、外来語としての意味をもつており、その前提に立つた上で、なぜ『古事記』では「食国」と記す必要があつたのかが、問題となるのである。したがつて「食国」成立の由来を考察する際に、即時的に仮定としての前史(国食し儀礼)につなげるべきではない。<sup>6)</sup>

この視点に関して、「食国」の漢語的解釈の可能性について触れた研究はあるものの、そのことがどのような意味をもたらすかについての具体的な検討は未だ行われていない。したがつて「食国」の成立意義について考察するにあたっては、まず漢語としての意味を踏まえた上で、さらにそれを「ヲスクニ」と訓じる目的や展開について、その作為性を配慮しつつ分析する手法をとることが求められる。このような分析を通して「食国」の実態を明らかにするこ

とは、「食国」を土台として成り立つ古代社会の構造を究明することにもつながるものと考えている。

## 一 漢語表現としての「食国」

### (一) 中国文献における「食国」

では、漢語における「食国」の意味とは、一体どのようないか。この言葉を『漢語大辞典』で引いてみると、そこには「享受国家的俸禄」つまり国家から与えられた俸禄という意味が載せられている。また「食国」の用例を調べると、『漢書』匡張孔馬伝に「無レ心ニ復居官府、無レ宜ニ復食國邑」、同書王莽伝にある「今諸侯各食其同、國、則」の師古注にも「謂公食同、侯伯食國、子男食則」と書かれたものがある。ここからは、諸侯や臣下格の人物が享受する対象として「食国」があることを概念化できる。

加えて、このように土地を食べるという表現によって国家からの俸禄の意味を表わすものは、他にも「食土」、「食田」、「食邑」などがあり、中国では多様に展開していたことがわかる。中でも「食邑」は、一般名詞としても多く使用が確認され、その表現の特徴を最もつかみやすい事例と思われる。

そこで再び『漢語大辞典』を確認すると、「食邑」の場合、第一に「靠封邑租税生活」、第二に「指古代君主賜予臣下作为世禄的封地」との意味が載せられている。また用例には、「大夫食邑」（『国語』晋語四）と「参将兵守景陵二十日、三秦使章平等攻參、參出擊、大破之。賜食邑於寧秦」（『史記』曹相国世家）が掲載されており、これらからも、君主から大夫や臣下に対して「食邑」が与えられるという構図を確かめることができるだろう。そしてこの言葉が成り立つには、与えられた土地で臣下が統治主体となり、封地の經營を行うことが必要とみられる。

この「食邑」の構図を理解すれば、「食国」の意味として国家から与えられた俸禄を享受するという説明がなされているのも自然と理解される。それは、土地を食べるという表現の一つの類型であり、使用する際には「食邑」の場合と同様に、君主と臣下の間にある関係概念となっているのである。

それでは、ここで明らかとなつた漢語表現としての「食国」の意味は、日本の「食国」と結びついているのであるうか。

### (二) 日本の「食国」

まずは『古事記』の事例を確認してみよう。『古事記』

には「食国」について述べた文章が二例存在している。その一例目は、伊耶那伎命が三柱の神を禊によつて生み、統治を委任する場面である。

賜天照大御神而詔之、汝命者所レ知高天原矣、事依而賜也。……次詔月読命、汝命者所レ知夜之食国矣、事依也。袁須食云。次詔建速須佐之男命、汝命者所レ知海原矣、事依也。(『古事記』上巻)

天照大御神には「高天原」が、月読命には「夜之食国」が、そして建速須佐之男命には「海原」の統治が委任されている。したがつて「夜之食国」は、「高天原」、「海原」と並んで委任される統治世界を指していることがわかる。この「夜之食国」について考察する上で参考となるのが、本居宣長の『古事記伝』における指摘である。宣長は、師である賀茂真淵の文に、「くに」は「限り」を指し、元々は皇孫が治める天下の限りを「国」と呼んだことから、その名称を神代にも使い、三柱の神それぞれに治める限りを、天も海も「国」と称したとある説を引用している。加えて、天照大御神には「昼」とはなくして高天原全体を言い、月読命には「夜之食国」といつてゐるのは、これもまた限る意味があると述べ、天照大御神の統治する高天原の全体性を強調するために、わざと限界性を表現したと考えている。「くに」の意味について今回の議論にあげることはでき

ないが、「高天原」との差異化を図つて「夜之食国」という言葉を使つたという着想には説得力がある。月読命は『古事記』の文中で、誕生と「夜之食国」を委任される場面にしか叙述されず、皇祖神として描かれる天照大御神との関係は明らかに格差がある。天照大御神の場合、その統治範囲は昼という範疇をはるかに越え、高天原全体を統べている<sup>(1)</sup>。この天照大御神と月読命の関係をより際立たせる効果が、場面構成に現われている可能性は高い。

一方で『日本書紀』本書においては、日神に天上の事を委任し、月神に日とならんで治めることを委任している。ここでの両者の関係は対等に近い。また一書の第一は、大日靈尊と月弓尊がともに天地を照らし臨み、第六では天照大神に高天原、月讀尊に滄海原の委任、第十一は両者に高天之原、日に配べて天を治めることが委任されている。やはり異なる分治のあり方が記されていて、『古事記』の場合は、天照大御神の超越性を示すことが特徴となつてゐる。そこで再び漢語表現の意味に立ち返つてみると、その指示すところは君主によつて委任された土地で、臣下が統治を行うという内容であつた。即ち、漢語の「食国」には統治の限界性が現れているのであり、「食国」という表現を使用することは、『古事記』の意識していたこと、「高天原」と比較して部分的な「夜」の統治に過ぎないことを示

すものと思われる。したがつて、この「夜之食国」は漢語表現に忠実な使用例であるといふことができる。

それでは、二つ目の事例も確認していこう。それは応神天皇の段で、天皇が三人の皇子に対して統治を委任している。

即詔別者、大山守命為「山海之政」、大雀命執「食国之政」以白賜。宇遲能和紀郎子所レ知「天津日繼」也。故大雀命者勿レ違「天皇之命」也。(『古事記』中巻)

ここでは、大山守命に「山海之政」、大雀命には「食国之政」、宇遲能和紀郎子には「天津日繼」が委任されている。「天津日繼」は天皇の皇位に相当し、他の二つは、皇位繼承者以外によつて天皇へ奉るべき統治形態を指す。ということは、天皇から臣下に対する統治委任される対象として「食国之政」は存在していることがわかつ、これもまた漢語表現に忠実な用例とみなすことができる。

この事実に加え、「食国之政」の場合にも、『日本書紀』に同一の場面が存在することから、それとの比較も考える必要がある。そこで『日本書紀』を確認すると、同一人物を指す大鷦鷯尊には「太子輔之、令レ知「國事」」との任が下されている。この太子の補佐というのは、臣下として天皇の補佐をする行為であり、國の事を知らしむるとは、國という部分的領域の統治として理解できる。したがつてや

はりこれは「食国」の漢語的意味と変わらない。以上の事から『古事記』に現われる「食国」の使用例では、漢語表現の意味が忠実に守られていることがわかる。

では、『古事記』以外の場合はどうであろうか。『続日本紀』宣命には、「食国天下」、「四方食国」、「食国之政」、

「聞看食国」など多様な「食国」の展開が確認できる。このうち、「四方食国」は、「四方食国乎治奉止任賜留幣國々宰等」(文武元年<sup>六九七</sup>八月庚辰条)とあつて、天皇が国宰(天宝・養老令では国司)に対して「四方食国」を委任していることがわかる。「食国之政」についても、「親王等乎始而王等臣等諸天皇朝庭立賜留幣國乃政乎戴持而明淨心以誤落言無助仕奉尔依<sup>豆</sup>之」(天平勝宝元年<sup>七四九</sup>七月甲午条)とあり、親王以下王・臣らによつて、天皇の立てた「食国乃政」が行われることが想定されている。<sup>[13]</sup>

また「聞看食国」の主体は天皇であるが、例えは「今皇帝御世爾當而坐者、天地之心乎勞彌重彌辱彌恐彌坐爾、聞看食國中乃東方武藏國」(和銅元年<sup>七〇八</sup>正月乙巳条)とあるように、天皇が聞こし召す対象として「食国」がある。<sup>[14]</sup>この点は先に『万葉集』で示した「食国」も同様で、主体は天皇であるが、しかし「食国」をご覧になる主体として存在する。つまり、天皇は「食国」を見たり聞いたりすることで、間接的に統治するものと説明されているわけで、直

接的な統治主体はあくまで臣下である。

「食国天下」に関しては例外的に天皇が統治の主体となっているのだが、この問題については第二節で述べることとして、結論的にいえるのは、日本の七世紀後半から八世紀に見られる文献上の「食国」は、漢語の意味するところの君主から臣下に対して統治を委任するという文脈に忠実な用例となっているということである。つまり日本においても「食国」は臣下に委任される対象であり、臣下によつて「食国之政」が行われ、天皇に対して奏上することで成り立っていた。したがつて、「食国」は漢語表現に由来するものと見るべきなのであって、先行研究で示されたきた「国食シ」儀礼を通して、日本独自の「食国」概念が成立するという見解は、その成立過程として妥当ではない。

## 二 演出された「食国」

### (一) 「ヲスクニ」の成り立ち

ただし意味は漢語表現と日本の「食国」で共通し、外来語から成り立つことは証明できるとしても、それを利用する動機まで中国と同じであるとは限らない。現に中国において「食国」は、「食邑」に比べて使用頻度は低く、あまり注目されてきた言葉ではなかつた。一方、日本での

「食邑」の使用は、『日本後紀』でようやく見られ、それ以前の史料では専ら「食国」が使用されている。これは「食国」という表現が、当時の日本に適応した結果であり、その意味で日本独特の使用と展開が見られる。

加えてこの独自性に関して重要なのは、「ショクコク」ではなく、「ヲスクニ」と訓じてゐる問題である。「食国」が漢語表現を経由して成立した語であるということは、語の成り立ちが従来の説とは全く反対であることを示している。即ち、漢語表現の「食国」を分解し、「食」と「国」というそれぞれの漢字に則して、日本で「食べる」の意味を持つ「ヲス」と「國」を意味する「クニ」を充てたものと考えなければならない。だがなぜ日本語で訓読する必要があつたのか。

この問題に関して参考になるのは、「食国」が『古事記』と『続日本紀』宣命で使用されているという事実である。この二つに共通性があることは、すでに梅沢伊勢三氏が指摘したところで、両者の編纂には「国粹的な日本の古伝の本姿」を示す意図があつたと分析する<sup>(15)</sup>。これとは対照的に、梅沢氏が「漢文的表記」と称す『日本書紀』や『続日本紀』の宣命以外の部分には、「食国」の使用は無い。このことは、「食国」という言葉が『古事記』や『続日本紀』宣命と同じ意識下で用いられたことを示唆する。

では臣下による部分的統治を意味する「食国」を、日本古伝のものとして演出することはなぜ必要であったのか。『続日本紀』宣命の中には、興味深い語りが展開している。まず宣命の初出文献でもある文武天皇の即位宣命を確認してみよう。

現御神止大八嶋國所知天皇大命良麻詔大命乎、集侍皇子等・王等・百官人等・天下公民、諸聞食止詔。(A)高天原尔事始而、遠天皇祖御世、中・今至麻豆、天皇御子之阿礼坐牟弥繼繼尔、大八嶋國將レ知次止、天都神乃御子隨母、天坐神之依之奉之隨、此天津日嗣高御座之業止、現御神止大八嶋國所知倭根子天皇命、授賜比負賜布貴支高支広支厚支大命乎受賜利恐坐弓、此乃食国天下乎調賜比平賜比天下乃公民乎惠賜比撫賜牟止、隨神所思行佐詔天皇大命乎、諸聞食止詔。(B)是以、天皇朝廷敷賜行賜幣百官人等、四方食国乎治奉止任賜幣国々宰等尔至麻豆、國法乎過犯事無久、明支淨支直支誠之心以而、御称稱而緩怠事無久、務結而仕奉止詔大命乎、諸聞食止詔。(『続日本紀』文武元年(六九七)八月庚辰条)

日本古典文学大系を参考に、「食国」に関連する(A)と(B)の内容の概略を述べると、(A)では、高天原に始まってから脈々と、天皇御子が次々と大八嶋國を治める継承として、天つ神の御子なるがままに、天に坐す神が委任しそれに仕奉してきたことに随つて、この天つ日嗣の高御座の業を行なうのだと、持続天皇が受けた譲位の命を受け、この「食国天下」を調べ平らげ、天下公民を慈しみ撫でようと、神の身として思うと仰せになる文武天皇の大命を皆承れ、となる。ここで見られる「食国天下」は、天皇が天つ神の御子であることを根拠に、天に坐す神によつて委任され、仕え奉つてきた対象物として描かれている。

次に(B)の内容も確認すると、天皇の朝庭が設置した百官人らから、「四方食国」を治め仕奉せよと委任した国宰達にいたるまで、國法を過ち犯す事無く、明淨直誠の心をもつて仕奉せよとの大命を、皆承れとある。「四方食国」が現れ、これは天皇から国宰に対しても委任され、臣下が治め仕奉する対象であることがわかる。

さて、ここでは二種類の「食国」が登場しているのだが、漢語の意味と照合すれば、天皇と臣下の間で使用される「四方食国」の方がより忠実である。即ち、厳密な用例としての「四方食国」の他に、もう一つ、天つ神と天皇の間で語られる「食国天下」が存在しているのである。

では、この日本に特有の表現である「食国天下」とは何を意味するのだろうか。まず語の形態に注目してみると、「天下」の上に、この語を形容する「食国」を置いている。ということは、「食国」の性質を帯びる「天下」という世

界もまた、部分的な統治対象に過ぎない。これは、天皇の統治する「天下」よりもさらに高次の階梯に、高天原という全体的な世界が存在することを示しており、実際同じ文章の中で天つ神が現れ、神が天皇に統治を委任する経緯が展開されている。つまり「食国天下」とは、統治者としての天つ神と、臣下としての天皇の関係性を端的に表現したものといえ、言説としては日本に独特のものであるが、「食国」の漢語表現の構造を外れるものではない。

このことを踏まえた上で、先ほど示した問題、「ヲスクニ」と読むことで古伝を演じる意味について考えてみたい。というのは、ここで示されている「食国天下」を見ると、古伝を主張する根拠が鮮やかに現れているからである。それは(A)に書かれた内容で、天つ神の御子であることに随つて、天に坐す神が委任したものが「天津日嗣高御座業」であり、かつ「食国天下」の政であると見なされる点である。つまり、歴代の天皇が脈々と受け継いできた皇位の始点には、天に坐す神が天つ神の御子に対して、天下の統治を委任したという神代の物語が存在している。そして天皇の皇位の正当性、あるいは「食国天下」の政を行う正当性は、天皇の歴史の始点に依拠して成り立つものであり、かつそれが血統の継承を通して継承されてきたという歴史認識によって保証されることになる。

そうした場合、古伝としての性質を宣揚することは、神代からの歴史的継承に主張の力点を持たせることに繋がっている。実際宣命は、宣命使によつて口頭で朝庭に列立する臣下達に宣するものであり、「食国天下」は「ヲスクニアメノシタ」という神代からの言葉を装つて、意識的に布告されたものであつた。

さらにこの論理は、「食国」に適用した場合にも確認することができる。「食国」は天皇と臣下の関係で現れるもので、宣命には関係が結ばれる物語は記されていないが、同じく「食国」言説がみられる『古事記』をみると、天皇家の神代からの歴史の中に、現実にいる臣下の始祖との関係性も叙述されている。『古事記』を通して、現実の天皇と臣下の関係は再確認されていたはずであり、このような歴史的連続性を補強するものとして「ヲスクニ」も存在したと考えられる。

## (二) 「食国」の強調

また「食国」は、古伝の言葉として『古事記』や宣命にあらわされるだけではなく、「食国天下」と「食国」の構造が祭祀の場において強調されている。その意味で注目したのは、大嘗祭である。

大嘗祭とは、元々天皇に限らず広く民間信仰として新穀

を祝ぐ新嘗という儀礼であったが、天武朝前期から天皇

の可能性もある。

中心の儀礼へと変容し、持統朝において天皇の代がわり毎に行われる践祚大嘗祭と、毎年行われる新嘗祭として分離、確立する<sup>(18)</sup>。天皇は大嘗祭を経ないと、毎年の親祭を行えず、祭祀の中でも最も重要な位置づけを与えられていた。

この祭祀において、中心的といえるが共食の儀式である。

『延喜式』<sup>(19)</sup>では、十一月、卯日の亥の一刻に、天皇や臣下達が位置に付いた後、「訖らば愈紀の御膳を薦め」、「皆次によりて立ちて薦享」（卷第七大嘗祭）することが指示されている。これは、大嘗宮にある愈紀国の大殿の中央神座の東に、神の食薦・御の食薦という食膳の敷物を敷き、その国の御稻と酒、贊などを置いて天皇が神に薦めた後、神と天皇が共に食事をする神事の一場面を指している。寅の一刻にも同様に、主基の御膳を薦める行事が行われる。

重要なのは、神と天皇が共に愈紀・主基両国の稻や酒、贊を食べるという事実であり、この神と天皇の関係性は、

「食国天下」の関係構造とよく似ている。その具体的な展開を比較すると、「食国天下」が天つ神から天皇に対しても委任されることであるのに対し、大嘗祭では天皇が神に奉ることとなっている。だが、秘儀であるゆえに所作の詳細はわからないが、踏み込んで推測すると、おそらく天皇が神に奉った後、それを神から下される形で食事は行われ

たところで大嘗祭は、準備段階から含めると四ヶ月以上にわたる重儀である。卯日の神事を中心に丑・寅・卯の三日間の到斎（厳重な物忌）が構成され、その後、辰・巳・午の三日間は散斎（軽い物忌）に入り、豊楽院において節会が行われる。次に辰の日の節会に目を移してみよう。

辰の日には、「巳の一点、愈紀国、御膳を薦めよ。饗を五位以上に給うこと宴会の儀の如くせよ」（『延喜式』卷第七）とあって、愈紀国が天皇に御膳を薦め、貴族達には饗を給う。詳しくは、愈紀・主基両国の帳に天皇が赴いて、両国で採れた多明米及び酒及び贊を五位以上の者と食事、両国に賜禄することが行われている。つまりここでは天皇と臣下の間で共に食事が催されることになり、両者の関係性は「食国」のそれと同じである。さらに賜禄は、天皇から臣下に対して下されるものであるから、「食国」の漢語的意味、「享受国家的俸禄」と同じ行為がなされている。

このような神と人、王と臣下による共食は、大嘗祭に始まつた行事ではなく、新嘗祭にも同じ特徴がある。新嘗祭から大嘗祭へと共食が継承されているということは、大嘗祭成立以前にあった多様な祭祀の中で、「食国」と「食国天下」構造を可能にする新嘗祭の共食儀礼が特に見いだされ、大嘗祭に組み込まれたことを推測させる。

また新嘗祭には無い大嘗祭独自の特徴にも、「食国」の論理が内包されている。その違いというのは、新嘗祭が大和の屯田の流れを汲む畿内の官田の新穀を利用するのに對して、大嘗祭が地方（愈紀国と主基国）の農民の所営田を用い、地方民の参加が不可欠であるということである。『延喜式』では、大嘗祭で使用する稻について、「凡そ抜穂の田は、國別に六段百姓營るところの田を用いよ。その代は正稅を以て給え」（卷第七）と記載している。つまり、元々天皇の直轄地であつた畿内の官田ではなく、畿外の二国の百姓の稻を収穫し、国司が主導して都に運び、天皇に奉る点を意識しているということになる。<sup>22</sup>

この一連の準備工程は、「食国」概念を敷衍すれば、非常に重要な意味を持つていることがわかつてくる。というのは、「食国」——天皇から臣下に対して統治を委任するという統治形態——に忠実に祭祀を沿わせるのであれば、天皇の直轄領である畿内の官田よりも、統治を臣下に委任していた畿外国の田の方が、稻を納入させる対象として相応しいからである。

このように、天武朝以降に確立していく大嘗祭には「食国」と非常によく似た論理が、作為的に組み込まれている。大嘗祭にこれほど「食国」の要素が強く反映されているということは、言説が現在確認できるのは持統朝以降である。

「食国」とは、君主から臣下に対して統治を委任するという内容を意味するものであり、日本での展開も、本来の漢語表現から逸脱するものではない。だが日本においては、古伝としての性質が付与され、また宣命や祭祀の場で象徴化し演出されながら、繰返し語られる概念であったことが確認できる。それでは、「食国」がなぜそのような役割を担うことになったのか、その成立意義について考えていくたい。

### 三 「食国」の成立意義

#### (一) 「食国法」とは何か

古代社会においてなぜ「食国」は見いだされたのか。これを考察する上で、手がかりとなるのが「食国法」の解釈である。先行研究を見ると、「食国法」は主に不改常典との関わりで分析されてきているのだが、これは『続日本紀』の中で唯一、元明天皇即位宣言に不改常典としての「食国法」が現れていることによる。

閑母威岐藤原宮御宇倭根子天皇、丁酉八月尔、此食国

天下之業乎、日並知皇太子之嫡子、今御宇豆留天皇尔授

賜而並坐而、此天下平治賜比諧賜岐。是者閔母威岐近江大津宮御宇大倭根子天皇乃、与天地共長与日月共遠不改常典止立賜比敷賜霸留法乎、受被賜坐而行賜事止衆

被賜而、恐美仕奉利豆羅久止詔命乎衆聞宣。……是以、親王始而王臣百官人等乃、淨明心以而、弥務尔弥結尔阿

奈々比奉輔佐奉牟事尔依而志、此食国天下之政事者、平長將在母所念坐。又天地之共長遠不改常典止立賜霸留食国法母、傾事無久動事无久渡將去母所念行左久詔命衆聞宣。(『続日本紀』卷四慶雲四年(七〇七)七月壬子条)

この文章を大筋でつかむと次のようになる。前半部分は、持統天皇はこの「食国天下の業」を、草壁皇子の嫡子であり、今天下を治める文武天皇に受け、共に協力して天下を治め調和した。「是」は、天智天皇によつて「与天地共長与日月共遠不改常典止立賜比敷賜霸留法」を、承り行つたことであると皆承知して、畏まつて仕奉するように。さらに後半部分には、親王・王臣・百官人等が、淨明心をもつて輔佐し仕奉してくれることで、この「食国天下政」は平安に長く維持でき、「又」、「天地之共長遠不改常典止立賜霸留食国法」も傾動なく世々伝えられるであろうと書かれている。

(以下天智天皇の法)と、後半の「天地之共長遠不改常典止立賜霸留食国法」(以下「食国法」)が同じものか否かが、先学の争点とされてきた箇所であった。

まずここでは、文の構成から分析を行いたい。注目するのは前半部に書かれた「是」の指す内容である。先行研究では多くの場合、「是」とは持統が文武に皇位繼承を行つたことであると捉えているのだが、これを「食国天下之業」と見ることも可能なではないだろうか。即ち持統と文武が行つた「食国天下之業」というのが、天智天皇が立てた法に基づいて行つた統治行為を表わすと解釈するのである。その場合、後半部にある不改常典として立てた「食国法」というのも、「食国」と名が付く以上「食国天下之業」に関わるはずで、前半部の天智天皇の法と同じものを指すと見られる。

「食国法」と「食国天下」の関係性については、後半部の解釈が重要である。後半部の「又」は、主部が同じで述部が並列関係にあることを表現する副詞なので、臣下の補佐・仕奉(主部)が、天皇の「食国天下之政」の維持(述部)と「食国法」の継承(述部)に繋がることがわかる。ここから、「食国法」によつて委任された臣下による仕奉が行われることが「食国之政」であり、天皇が政の内容を聞き、天つ神から委任された命を果たすことが「食国天下」

之政」や「業」となるという全体構造を導き出すことがで  
きる。

そしてこのように、「食国法」を「天智天皇の法」と同一のものと解釈したとき、<sup>(26)</sup>「食国」をめぐつて二つの時間軸が立ち上がつてくることになる。その内の一つは、先に文武天皇の即位宣命でも確認されたように、「食国天下」を成り立たせている時間軸である。これは天つ神から天つ御子に対し天下統治が委任されたときに始まり、歴代天皇に脈々と受け継がれてきた長い歴史観といえる。しかし一方で、「食国之政」や「食国天下之政」を規定する「食国法」の場合、天智天皇が不改常典として立てた法とも語られている。ということは「食国」には天智天皇を画期とする短い時間軸も内包されているのである。

この二つの時間軸は、実は「食国」の成立についての重要な手掛かりを表すものである。以下、詳しくその内容を確認していこう。

## (2) 天智天皇からの時間

それでは、短い時間軸である天智天皇からの「食国」の歴史とは、一体何を表しているのだろうか。「食国」が天皇と臣下の統治委任の構造を表すことから、やはり天智天皇の時代にその両期となる出来事を想定すべきと考えられ

国家に対して天下の百姓が租税を納めることは律令国家による統治政策の一つの目標だが、天皇が天下のあらゆる百姓に対して直接的に租税制度や統治政策を実施できるわけではなかつた。天下統治を実現するためには、国家の派遣する国司や在地首長出身の郡司の委任を介して、国々の百姓の管理統制を行う必要があり、「食国」とはその間接

る。その意味で注目したいのは、大化年間の記事である。<sup>(27)</sup>『日本書紀』大化元年(六四五)八月庚子条には、「挙東國等国司。仍詔<sup>(28)</sup>国司等<sup>(29)</sup>曰、隨<sup>(30)</sup>天神之所奉寄<sup>(31)</sup>、方今始將<sup>(32)</sup>修<sup>(33)</sup>万國」。凡國家所有公民、大小所領人衆、汝等之<sup>(34)</sup>任、皆作<sup>(35)</sup>戸籍<sup>(36)</sup>、及校<sup>(37)</sup>田畝<sup>(38)</sup>」と書かれている。この詔は東国の国司らに對して出されたもので、内容は天神の委任に随つてまさに今始めて日本国内の全ての国々を修めると宣言し、また国家の所有する公民、大小豪族の支配する人々を、国司達が任地に赴いて、皆戸籍を作り、田地の調査を行なうように指示を行つてゐる。ここには天つ神から天皇への委任(「食国天下」の関係)と、天皇から国司への委任(「食国」の関係)が同時に見られ、すでに「食国」構造が形成されている様子が見て取れる。そして重要なのは、このような「食国」構造を通して成し遂げようとしたことが、戸籍や校田による人民統制、あるいは租税制度改革であつたということである。

的統治形態の中で形成されてきた概念であつたと考えられる。<sup>(25)</sup>

また実際に「食国」の政について分析すると、農業政策との深い関わりが推測される。例えば『古事記』で「夜之食国」の統治を委任された月読命は、月を読むことを委任された存在であり、暦と関連するとみられる。暦は農業にとって欠かすことのできない概念であり、「夜之食国」を委任されることは、農業を管理することとも繋がっている。さらに同書で大雀命に委任されていた「食国之政」の場合は、「山海之政」と対になる政であった。この「山海」も漢語表現と考えられ、例えば『史記』平準書に「浮食奇民、欲下擅管山海之貨、以致富羨、役中利細民。……敢私鑄鉄器煮鹽者、鈎左趾、沒入其器物」とあり、「山海之貨」は鉄と塩を指している。塩鉄の国家的管理は、中國で繰り返し政策にあがるもので、穀物生産と同じく最も重要な財政収入と考えられていた。先行研究でも、森田氏は「山海之政」について単純に海の幸や山の幸を貢納する部民の人的編成ではなく、「王權の山野河海支配の具現化」<sup>(26)</sup>が目的であつたと考察している。この山野河海支配には、当然塩や鉄の生産、運用の権限も含まれるはずで、製塩業や製鉄業を含めた山野河海支配に相当する規模の対概念であるはずの「食国之政」は、やはり農業にかかる政治が

想定される。

これらの事実に加え、「食国」と「食国天下」構造を象徴化する大嘗祭においても、農業との関わりが見られる。大嘗祭で最も重要な物品は稻であった。愈紀・主基國の田で育つた稻は、國郡司以下、造酒児や稻寒公と呼ばれる特別な役割を果たす在地の人間らによつて丁重に抜穂が行われた後、「その行列は御飯の稻は前にあり。自余の物はこれに次げ」(『延喜式』卷第七)とあって、稻を籠に乗せて斎場まで運送する。大嘗祭に用いられるあらゆる物品の中で、収穫から運送、加工の工程まで細かく指示され、これほど厳重に扱われているのは稻だけである。

また、その呼び方にも配慮が見られる。「斎場院の外に、豫め仮屋を作り、暫く御稻を收れよ」(『延喜式』卷第七)とあるように、「御稻」と敬称され、また斎場から大嘗宮へ運ぶ際には、「御稻の輿」<sup>(27)</sup>と稱され、また「稻は布の袋に納れよ。担夫二人」(同右)とあつて、貴人と同様に稻は輿に乗せられるのである。これらからは、徹底した稻の神聖化を見いだすことができ、他の物品から超越して稻を特別視した点が、大嘗祭の特徴と考えられる。<sup>(28)</sup>このように「食国」が農業との関係性を際だたせているのは、統治政策上において在地首長層を媒介として、租税制度を布いた古代國家の実態と通じるものであつた。實際、國家は国郡司層に対して、田の管理や勧農政策の実施を繰

返し命じて<sup>(32)</sup>いる。即ち、「食国」とは、元々百姓を私的に所有していた地方の在地首長を、国家の統一的な支配構造に組み入れ、租税制度を成り立たせるための装置であり、そのために生まれた言説であったといえる。天智天皇の立てた不改常典について、大化年間は孝徳朝にあたる点から、相當しないとも言いうが、大化年間の功績は天智天皇にあり、かつ他の史料からも天智天皇を画期に位置づける様子が見て取れる<sup>(33)</sup>ことから、「食国」構造の起点は天智天皇にあるとの認識が元明天皇の段階ではすでに定着していたものと考えられる。

### (三) 天つ神からの時間

それではもう一つの歴史、天つ神からの時間軸はなぜ存在しているのだろうか。現実の政策運営は、天皇と臣下の「食国」概念、あるいは天智天皇からの時間軸さえあれば成り立つとも考えられる。それにもかかわらず、なぜ即位宣言の中での「食国天下」概念や、天つ神からの時間が語られたのか。

まず、先に第二節第一項において「ヲスクニ」と訓じる目的が、天皇と臣下の関係の正当性を、古伝としての性質に求める論理からくるものであることを述べた。つまり、上古において天皇の祖先と臣下の祖が関係性を築いていた

からこそ、現実の仕奉関係も成り立つというものである。これによって、地方の在地首長層を天皇の統治する一元的な国家構造の中に取り込むことに成功しているわけだが、このような正当性の求め方からすれば、天皇の祖先だけではなく、臣下の祖先もまた神代から存在し、天皇も臣下も神の子孫と捉えることができる。

実際、当時の史料からは祖靈が神として扱われたことが確認される。天皇の祖先が神として扱われる（いわゆる「天皇靈」）事例の場合、例えば『日本書紀』に、日本武尊が「嘗西征之年、賴<sup>二</sup>皇靈之威、堤<sup>三</sup>尺釦、擊<sup>二</sup>熊襲國。未<sup>一</sup>經<sup>二</sup>浹辰、賊首伏<sup>一</sup>罪。今亦賴<sup>二</sup>神祇之靈、借<sup>二</sup>天皇之威、往臨<sup>二</sup>其境<sup>一</sup>」（景行天皇四〇年庚戌一一〇七月戊戌条）と語っている。

ここでは皇靈の威と神祇の靈に頼り、天皇の威を借りて征討を行う様子が描かれ、皇靈と神祇と天皇が同列に扱われている点が注目される。また臣下の祖も記紀に神として多く現れ、さらにいえば天津彦彦火瓊杵尊が天下りする時、「多有<sup>二</sup>螢火光神、及<sup>二</sup>蠅声邪神。復有<sup>二</sup>草木咸能言語」（『日本書紀』神代下第九段本文）とあって、葦原中国には草木も含めたくさんの神がすでに存在していた。<sup>(34)</sup>

ところが神の子孫であることが当然とすると、天皇の統治者としての超越性は神聖さに求めることが難しい。天武朝以降には、天皇に即位する際に「現御神と大八州知しめ

す天皇」と称して自らを聖なる「現御神」とし、一般人民とは隔絶した超越性が演出されてくるのだが、これは、あらゆる存在が神としての素性を持つ限りにおいてその超越性に限界があり、両者の関係性が対等のものと見なされる危険性を孕んでいる。言い換えると、天皇と臣下の間に結ばれているのが「食国」の関係性だけでは、なぜ天皇が臣下に対しても委任を行うことができるのか根拠が明確にならない。

そこで強調されたのが、さらに高次の世界の統治者である天つ神の存在であった。天皇は、天つ神に依存して正当性を担保してもらうことで、正当かつ永続的な統治権を主張することができる。「食国天下」を委任される意味での天皇は、天つ神からすれば臣下と位置づけられ、神代における天つ神からの天下統治の委任が、天皇に決定的な統治権を与えることになるのである。そしてこのような「食国天下」構造を成り立たせるためには、天つ神からの委任が始まる歴代天皇の時間、さらに遡って天つ神のいる世界の時間までを語ることも、不可欠な要因であった。

以上のように、「食国」による現実的な天下統治を目指す以上、天つ神からの時間、そして「食国天下」は宣命における政治思想の語りとして、必然性を持つものであつた。それ故に「食国」言説が登場して十年余りで宣命中に「食

国天下」も現れ、「食国」とともにその性質は強調されたものと考えられる。

### むすび

持続朝から出現してくる「食国」言説は、先行研究では「ヲスクニ」という口頭伝承に漢字があてがわれたとの認識から、日本古来の儀礼より発生したと考えられてきた。しかし『古事記』等の使用例を見る限り、漢語の「君主から委任された臣下の部分的統治」という意味に忠実であり、由来は中国文献にあることが確認できる。したがって、從来言われてきた成立過程とは真逆であり、漢語表現を理解した上で、さらにそれを「ヲスクニ」と訓読させ、故意に日本古来のものを装つて用いたことが解明される。

この演出された「食国」は、さらに『続日本紀』宣命では「食国天下」に拡大している。「食国天下」は「天つ神によって委任された天皇が天下統治を行う」ということを表し、統治者から臣下への委任という「食国」の論理と古伝としての性質が徹底して表現されている。そしてこの「食国天下」と「食国」の一重構造は、天皇の政治行為の中心に位置する宣命や大嘗祭で繰返し強調されており、古代国家が意識的に概念化していた様子が見て取れる。

それではなぜ「食国」は見いだされたのか。『続日本紀』宣命の中での「食国」を規定する「食国法」を分析すると、明確に二つの時間軸を見出すことができる。一つは天智天皇から受け継がれてきたという「食国」の実態としての時間軸であり、もう一つは天つ神からの「食国天下」の理念としての時間軸である。前者は大化の革新以降、全国規模の天下統治を可能にするために、地方の在地首長を「食国」構造の中に組み入れたことに始まるものであった。また後者は、「食国」に基づく天下統治を実現する上で、天皇の政治的正当性を保証するために必然的に語られたものであると導くことができる。

漢語由来の「食国」概念は、作為的に古伝としての性質や「食国天下」との一重性を創出して成り立っていたことがわかり、ここに、七世紀後半以降の古代国家による天下統治を成り立たせる、必要不可欠の鍵概念であつたことが明らかとなるのである。

#### 注

- (1) 「朱鳥七年癸巳秋八月」、「八年甲午春正月」、同「冬十二月庚戌朔乙卯」といった年代が記されている。
- (2) 木簡には、「(表) □御命受止食国々内憂白・(裏) □止詔大□□〔御命カ〕乎諸聞食止詔」(□は欠損文字、

「」内は校訂注)とある(奈良県教育委員会『藤原宮跡出土木簡概報』、一九六八、大和歴史館友史会、六頁)。

(3) 日本思想大系『古事記』、一九八一、岩波書店、三二八頁。以下、本文における『古事記』、『日本書紀』、『続日本書紀』の引用文は、全て日本古典文学大系、及び新日本古典文学大系に依拠する。

- (4) 岡田精司「大化前代の服属儀礼と新嘗」『古代王權の祭祀と神話』、一九七〇、塙書房、四九頁。
- (5) 森田喜久男『日本古代の王權と山野河海』、二〇〇九年、吉川弘文館、六八頁。また吉村武彦氏(「仕奉と貢納」)『日本の社会史』、一九八六、岩波書店)、井上亘氏(「天皇の食国」)『日本古代の天皇と祭儀』、一九九八、吉川弘文館)、大津透氏(『古代の天皇制』、一九九九、岩波書店)、中村生雄氏(「食国」の思想)『王權と神祇』、二〇〇二、思文閣出版)も同様の視点に立つ。

(6) 神野志隆光氏の研究によると、『古事記』が記述される前段階に口誦伝承があつたとみなす通説とは異なり、「安万侶が虚構したもの——あるいは擬制——として見るべき」と断じている(神野志隆光『漢字テキストとしての古事記』、二〇〇七、東京大学出版会、一八一頁)。

(7) 実際、「国食シ」なる言説は、記紀には一切現れず、存在の根拠は曖昧である。

(8) 西郷信綱氏は「他方、「食国」は食采とか食邑とかの

漢語にならつてできた語ではなかろうか』（『古事記注釈』四、一九八九、平凡社、一八〇頁）と考察する。

(9) 本居宣長『古事記伝』七之卷（『本居宣長全集』九、一九六八、筑摩書房、一九二一頁）。

(10) 本居宣長『古事記伝』七之卷（『同上』、一九二一～一九三〇頁）。

(11) 『古事記』における天照大御神の全体的な役割については、神野志隆光『古事記と日本書紀』（一九九九、講談社）参考。

(12) 『日本書紀』卷一第五段「次生月神、其光彩亞日、可以配日而治」。

(13) 他にも宝亀元年十月己丑朔条、宝亀二年二月己酉条に同様の記述が確認される。

(14) 他にも天平勝宝元年四月甲午朔条、天平勝宝元年七月甲午条、天平宝字二年八月庚子朔条がある。

(15) 梅沢伊勢三『古事記と日本書紀の検証』、一九八八、吉川弘文館、五三頁。水林彪氏も、宣命の神話的言説が『古事記』的神話を基礎とする分析する（「現御神」考）。

(16) 水林氏は、『古事記』が律令国家成立時期の人々の関係のあるべき姿を始祖である神々の関係として描き、神代と律令国家時代の人の世界をつないでいると指摘する（『記紀神話と王権の祭り』、一九九一、岩波書店）。

(17) 例えば『日本書紀』皇極天皇元年（六四二）十一月丁卯条に、「天皇御<sub>レ</sub>新嘗」。是曰、皇太子・大臣、各自新嘗」。虎尾俊哉編『延喜式』上（一〇〇〇、集葉社、三九〇～三九一頁）を参照。以下、本文における『延喜式』の書下し文は、上記の資料に依拠する。

(18) 『延喜式』は十世紀初めに成立し、七世紀から八世紀前半の史料と年代的に離れることは注意を要する。だが、今回扱う神と人の共食や天皇と臣下の共食は、大嘗祭の中心的行事であり、記紀や『風土記』にも類似する儀礼があるので、連続性があるものと考える。

(19) 岡田莊司『大嘗の祭り』（一九九〇、学生社）を参考。

(20) 『常陸國風土記』では、新嘗の儀礼で福慈神や筑波神が「神祖尊」以外の神を迎えるために諱忌を行つている。『日本書紀』仁德天皇四〇年是歲条の「當<sub>レ</sub>新嘗之月<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>宴會日<sub>レ</sub>賜<sub>レ</sub>酒於内外命婦等」では、新嘗に天皇と臣下の宴会である豊明節会が行われている。

(21) 天武一、五、六年の毎年の新嘗においても畿外の国郡ト定は見られ、模索段階を経た後、持統朝（持統天皇五年〔六九一〕十一月丁酉条）に正式に毎世の大嘗祭に畿外の国郡ト定する儀式が確立する。

(22) 紙幅の関係もあつて、近年の研究動向と自分の問題関心から先行研究をまとめた。主な争点としては、（一）天智天皇の不改常典と「食国法」を同一とみるか、別個とみるか、（記紀神話と王権の祭り）、一九九一、岩波書店）。

(2) 「食国法」の具体的な中身を何とみるか（近江令・律令・皇位繼承法など）の二点が挙げられる。なお、「食国法」をめぐる主要な学説は、柴田博子「立太子宣命にみえる『食国法』」（門脇禎二編『日本古代国家の展開』上、一九九五、思文閣）を参考にした。

(24) 近年では、中野渡俊治「不改常典試論」（『国史談話会雑誌』五〇、二〇〇九）・佐野真人「『不改常典』に関する覚書」（『皇學館大學神道研究所紀要』二八、二〇一二）に見られる。また熊谷公男氏は、「是」に自覚的な分析を行い、「授賜而」を指すとした（『即位宣命の論理と「不改常典」法』東北学院大学論集『歴史と文化』四五、二〇一〇）。

(25) (1)で同一説をとる根拠は、同じ宣命に現れ、かつ表現が似ていることが挙げられてきた。しかし「是」を持続から文武への皇位繼承として同一説をとるかぎり、個別具体的な皇位繼承と抽象的な「食国法」の関係にはどうしても齟齬が生じてしまう。

(29) 石母田正氏は人民統制の觀点から、大化の改新以後、國制の身分的・族制的編成から、公民制に代表される領域の國家への転換が行われ、在地首長層にあたる國造が權力基盤として重視されたことを指摘した（『日本の古代国家』、一九七一、岩波書店）。

(30) 森田喜久男『日本古代の王権と山野河海』、五五〇七九頁。

(31) 一方で、大嘗祭の元となる新嘗祭の場合は、『常陸國風土記』の「新嘗初嘗」に見られるように、稻に限らず粟も主役になつた。

(32) 例えば、大化二年（六四六）三月甲申条の記事に、「凡始畿内、及四方國、當農作月、早務嘗田。不令合する」とは可能と考える。

(27) 「食国法」に関して律令や近江令、大宝律令と捉える説も多いが、律令とすると改訂の可能性が生じて「不改常典」と名の付く理由が曖昧になる。

(28) 大化二年（六四六）正月甲子朔条の「革新の詔」では、國家が地方に国郡（實際には評）司を定めることで、在地勢力を國家統治のもとに一元化する政策が行われている。

また同三年（六四七）四月壬午条には「惟神惟神者、謂レ隨有也」我子應治故寄。是以、與天地之初、君臨之國也、謂レ隨有也」

白雉元年（六五〇）一月甲申条に「四方諸國郡等、由天委付之故、朕縊臨而御寓」とあって、「食国天下」の論理が見える。

レ使喫美物與レ酒。宜差清廉使者告於畿内。其四方諸國國造等宜詣善使、依詔催勸。」とある。

(33) 『統日本紀』養老三年(七一九)十月辛丑条に「開闢以來、法令尚矣。君臣定位、運有所屬。洎于中古、雖「由行」未彰綱目。降至近江之世、弛張悉備。迄於藤原之朝、頗有「增損」由行無改。以為「恒法」とあり、二つの時間軸が確認できる。近江令と大宝律令のことと解釈されてきたが、開闢以来とあり「食国法」と考えられる。

(34) 西谷地晴美氏は、神野志氏や渡辺信一郎氏の議論を検討し、「古代日本においては、天が民を生んだという生民神話が存在しない」という結論を出している(西谷地晴美「水穂國の変換と統治理念」『國立歴史民俗博物館研究報告』第一五二集、一〇〇九、三四九頁)。

（東北大大学院）